



編輯部報情閣内

週報

號六十五第

日十月一十年二十和昭

○時局と國民精神作興 (文部省)

○時局と防諜 (内務省)

○國債の郵便局賣出し (大藏省理財局)

○朝鮮同胞の赤誠 (朝鮮總督府)

○山西の大勢決す (陸軍省新聞班)

○軍艦旗閘北に耀く (海軍省海軍軍事普及部)

愛國行進曲當選歌詞發表

週報 昭和十二年十一月三日印刷發行 第五十九號

所 達 申	價 定
内閣印刷局發行課 電話九ノ内三三三三 支店東京九〇〇番 全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區錦旗町一ノ二 電話東京九二九〇番 最寄書店・購買店	一ヶ月(前金) 一圓四十錢 半年(前金) 一圓八十錢 一年(前金) 三圓四十錢 外購費に依る地 城以三圓四十錢 一ヶ月分未滿配送御希望の方は 部五錢の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。

東大山

編輯部報情閣内

週報

號六十五第

日十月一十年二十和昭

- 時局と國民精神作興(文部省)
- 時局と防諜(内務省)
- 國債の郵便局賣出し(大藏省理財局)
- 朝鮮同胞の赤誠(朝鮮總督府)
- 山西の大勢決す(陸軍省新聞班)
- 軍艦旗閩北に耀く(海軍省海軍軍事普及部)

愛國行進曲當選歌詞發表

週報

昭和十二年十一月三日印刷發行

電話九ノ内(三)三五二一九

本誌の大きは國定規格局刊

所 送 申	價 定
内閣印刷局發行課 電話九ノ内(三)三五二一九 振替東京一九〇〇〇番	一年(前金) 一圓四十錢 外埠他(依る地) 要送料 一ヶ月分未滿配達御希望の方は一 部五錢の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。
全國各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區錦町二之三 振替東京九三九〇番 最寄書店・驛書店	

週報

昭和十二年十一月三日印刷發行

編輯者 内閣情報部
東京市麹町區永田町
印刷者 内閣印刷局
東京市麹町區大手町

東大山

露光量違いにより重複撮影



週報 第五十六號

愛國行進曲當選歌詞發表……………内閣情報部……………(一)

時局と國民精神作興……………文部省……………(四)

時局と防諜……………内務省……………(七)

國債の郵便局賣出し……………大藏省理財局……………(四)

朝鮮同胞の赤誠……………朝鮮總督府……………(二)

戦 山西の大勢決す……………陸軍省新聞班……………(三)

況 軍艦旗開北に耀く……………海軍省海軍軍事普及部……………(三八)

……………最近公布の法令……………内閣官房總務課……………(四五)

露光量違いにより重複撮影



週報 第五十六號

愛國行進曲當選歌詞發表……………内閣情報部……………(一)

時局と國民精神作興……………文部省……………(四)

時局と防諜……………内務省……………(七)

國債の郵便局賣出し……………大藏省理財局……………(四)

朝鮮同胞の赤誠……………朝鮮總督府……………(二)

山西の大勢決す……………陸軍省新聞班……………(三〇)

軍艦旗開北に耀く……………海軍省海軍軍事普及部……………(三八)

○最近公布の法令……………内閣官房總務課……………(四五)

刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に関する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

▽週報最近發行掲載内容△

- ▽第五十號
- ▽皇居の御歌を拜して
- ▽時局と道法の精神
- ▽北支平野の鐵道戰
- ▽制空權我に歸す
- ▽情報委員會から内閣情報部へ
- ▽地中海の潜水艦問題とニヨソ會議の経緯
- ▽第五十一號
- ▽農山漁村に於ける勤勞奉仕
- ▽貿易組合法其他
- ▽保定・滄州の陥落と上海戰線の力攻
- ▽海軍の作戦進捗
- ▽日進修好五十年の回顧
- ▽第五十二號
- ▽神嘗祭に就て
- ▽資源愛護の奨め
- ▽消費節約の目標
- ▽國際收支の適合と國民の協力
- ▽皇威山西山東に振ふ
- ▽滬甯沿線に進出
- ▽第五十三號
- ▽臨時資金調整法に就て
- ▽製鐵事業法に就て
- ▽百貨店法に就て
- ▽石家莊鐵道城の攻略
- ▽支那海軍を擊破す
- ▽事變と支那言論界
- ▽第五十四號
- ▽列強陸軍兵器の趨勢
- ▽歩一步緊迫す
- ▽戰線黃河に動く
- ▽支那事變に關する聯盟會議と九國條約會議
- ▽第五十五號
- ▽軍機秘
- ▽城際江南の天地を震撼す
- ▽開北の堅陣を抜く
- ▽人造石油製造事業法及帝國燃料興業株式會社法
- ▽赤化する新疆

本誌より轉載の場合には「週報」による旨を明記し且内閣情報部第三課存せられたし
本誌の掲載事項に對する希望其の他報に關しての意見は進んで内閣情報部に申出られたし

愛國行進曲 (一等當選歌)

一 見よ 東海の 起て 一系の
空明けて 大君を
旭日 高く輝けば 光と 永久に戴きて
天地の正氣 激刺と 臣民我等 皆共に
希望は躍る 大八洲 御稜威に副はむ 大使命

二 清朗の 往け 八紘を
朝雲に 宇となし
聳ゆる 富士の姿こそ 四海の人を 尊きて
金剛無敵 掃ぎなき 正しき平和 うち建てむ
我が日本の 誇なれ 理想は 花と咲き薫る

三 いま 幾度か 我が上に
試練の嵐 哮るとも 斷乎と守れ その正義
進まん道は 一つのみ

四 悠遠の 神代より
轟く歩調 うけつぎて
大行進の 往く彼方
皇國つねに 榮あれ

愛國行進曲懸賞募集 當選歌詞發表に就て

内閣情報部

去る九月二十五日内閣情報部に於て汎く國民より愛國行進曲の歌詞を懸賞募集することを發表して以來、全國から應募された原稿は日々に其の數を増し、締切日間近には一日に八千首から一萬首に達する有様で、結局五萬七千五百餘首と云ふ數字を示すに至つた。

此の六萬に近い應募者を地理的に區別すると、本土はもとより朝鮮、臺灣、樺太から滿洲に及び、更に海外の同胞がブラジル、桑港、ハワイ等から遙々稱を寄せ、又支那各地や海上で日夜奮戦中の我が忠勇なる將兵が僅かの暇の中を國を愛する熱情から應募されたものもある。殊に半島の同胞が非常に多數日本精神の溢れた歌を寄せられ、其の中には仲々立派な歌のあつたことは特筆に價する。

更に之等を府縣別にして統計をとつて見ると、何と云つても東京府の一萬三千餘首が群を抜いて多く、大阪府の約四千八百、神奈川縣の二千五百、愛知、兵庫、京都の約二千が之に續き、以下福岡、静岡、北海道、廣島、新潟が千首以上になつてゐる。最も少い方で、青森縣が二百四十首、沖繩縣が二十一首出でゐる。更に此の府縣別の應募歌詞數を夫々各府縣の人口に付て一萬人當りの割合を調べて見ると、やはり東京の一萬人に付き二十首が特に多く、神奈川の十三、京都の十二、大阪の十と云ふ順序になり、續いて七首以上出でゐる府縣は静岡、山口、愛知、兵庫、群馬、和歌山等がある。

又應募者の職業を見ると、驚くべきほど多方面に亘つてゐることが窺はれる。最も多いのは小中學校の男女教員であり、高等學校教授なども交つてゐる。詩歌、文學の専門家にしるものも相當數見られた。各種の會社員、職工、更に農村人にもかなりの應募が見られ、中には事務所の用紙に書き記した辯護士の作も見えてゐる。各種の職業婦人の作もあれば、知名の高僧のものもある。

ある。盲人が點字に依つて何篇か應募されてゐることも目を惹いた。

此等全國民の熱誠こめた應募歌詞を各審査員に於て慎重嚴重なる審査を重ねた結果、遂に左記の如く當選者を決定し、規定に依り夫々内閣總理大臣賞を授與せられることになつた。

審査に當つて特に強く感ぜられたことは、總ての歌が眞に國を愛するの赤誠と、日本精神の體現から作られてゐることをあり／＼と認むることが出来たことである。

愛國行進曲募集歌詞當選者

- | | | |
|----|---------------|-------|
| 一等 | 鳥取縣西伯郡境町入船町六七 | 森川幸雄 |
| 二等 | 大連市回春街八七 | 湯下誠一郎 |
| 三等 | 山口縣柳井町後地 | 川野道明 |

かくて十一月三日明治節の佳日をして、一、二、三等の受賞者を發表し、同時に一等當選歌詞に對する作曲懸賞募集規定を公表し、最も適切なる歌曲を得んことを期した次第である。尚二、三等の歌詞は當選作曲發表の後、發表される筈である。とにかく十餘箇の大きな竹行季に一ぱいになつてゐる五萬有餘の歌詞原稿は、此の儘にしてしまふのは惜しいので、當選作のみならず若干の選外佳作も然るべき機会に於て發表する等、何等か適切なる措置を講じ、以て應募者の熱誠に報いたいと思つてゐる。

時局と國民精神作興

文 部 省

國民精神作興に關する詔書が漢發せられましてから本年は滿十四年に相當しますが、時恰も支那事變の勃發を見、國民一致協力して時艱の克服に邁進しつゝある秋に際會して居りますので、この際國民精神を大いに作興すべきことが特に緊要のこととせられるのであります。今この詔書に就て謹んで拜察し奉りまするに、先づ、

國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス

と仰せられ、國家興隆の根本は國民精神の剛健に在ることを昭示し給ひ、當時我が國民の間に萌したる不健全なる思想を排し、大いに國民精神を作興すべきことをお諭しになつてあるのであります。而して 大正天皇には、 明治天皇の教育に大御心を留めさせ給へることを御回想遊ばされまして、

國體ニ基キ淵源ニ溯リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ

と仰せられてありますが、是は教育に關する勅語を指示し給うたものと拜察せられます。次に、

後又臣民ニ 詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申シテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ

と仰せられてありますのは、戊申詔書の聖諭を指示し給うたものであります。この二大詔勅を以て、

是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ

と仰せられ、 明治天皇の宏大な思召を昭示し給うたのであります。

教育に關する勅語の漢發せられました當時の我國は未だ國力も充實して居らなかつた爲、他の國々からは東洋の一獨立國といふ程度にしか認められて居らなかつたのであります。

つたのであります。其の後國民精神は益々涵養振作せられ、著々として國家が興隆しまして明治二十七八年の日清戰役に於て東洋の強國支那を破りましたる結果、一躍して日本は東亞の一大勢力となり、次いで明治三十七八年日露戰役に於て世界の強國たる露西亞に打ち勝ちましたから、日本は遂に世界列強の中に不動の地位を獲得したのであります。然るに戦後國民の精神が漸く緊張を缺くに至りましたので、 明治天皇は明治四十一年十月十三日に戊申詔書を漢發せられ、忠實勤儉を勸め信義を教へ自強息まざるべきことを諭し給うたのであります。そこで國民は聖旨を奉體して深く戒慎し、奮勵努力して参りましたので、

爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ

と仰せられたのであります。其の後幾許もなくして、 明治天皇崩御あらせられ、 大正天皇御即位あらせられました。大正天皇には御即位の勅語に於ても、

皇考維新ノ盛運ヲ啓キ開國ノ宏謨ヲ定メ祖訓ヲ紹述シテ不磨ノ大典ヲ布キ皇國ヲ恢弘シテ曠古ノ偉業ヲ樹ツ聖德四表ニ光被シ仁澤遐邇ニ霑洽ス

と仰せられました。 明治天皇の御盛徳を讀へさせ給ひ

この御遺訓を承け繼いで専ら政事に大御心を注がせ給うたのであります。大正十二年九月一日關東大震災が起りますや、 天皇には同年九月十二日詔書を下し給ひ、

朕前古無比ノ天殃ニ際會シテ郵民ノ心愈切ニ寢食爲ニ安カラス

と仰せられ、深く御心痛遊ばされましたことは洵に恐懼に堪へない次第であります。

明治から大正の御代にかけて我國の學問技藝は益々開け、人々の知識は日々に進んで來ましたが、他方に於ては歐洲大戰の影響を受けた經濟界の變調に促され人々の心が浮薄になり華美を好み、放縱に流れようとする風が次第に國民の間に現れはじめ、又國情と相容れない外來思想と相俟つて、輕はずみな不穩過激な氣風を生じて來たのであります。 天皇にはこの弊風を深く憂ひ給ひ、

今ニ及ヒテ時弊を革メスムヘ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル

と仰せられたのであります。かやうな時弊の生じました上に關東大震災が起り有形無形の莫大なる損害を蒙りましたので、 天皇には深く大御心を惱まし給うた

のであります。而してこの復興の原動力ともなるべきものは、結局剛健なる國民精神であるといふことを昭示し給ひ、この精神を振ひ起すことが何よりも緊要であるとせられ、

是レ實ニ上下協賛振作更張ノ時ナリ

と仰せられ舉國一致、國民精神を振作更張して艱難を克服し國運の發展を圖るべきことを諭し給うたのであります。而してこの振作更張する道は、明治天皇の下し賜はつた詔勅を遵奉して其の實際の効果を擧げるより外はないと仰せられたのであります。即ち、
宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勸シ淳樸ヲ厚クテ實實剛健ニ趨キ輕佻濺激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公徳ヲ守リテ秩序ヲ保テ責任ヲ重シ節制ヲ尚ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テハ一己ノ利害ニ偏セズシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ

承け續ぎ給へる國家興隆の大業を益々恢弘せられんとを念じ給ひ、又臣民に對して、よく聖旨を奉體して國民精神の剛健に勉むべきことを仰せられて居るのであります。
今や支那事變の擴大に依り國を擧げての非常時局に直而し、國民一致協力して時艱を突破する爲國民精神總動員の運動を起し著々その實績を擧げつゝありまするが、この運動の眼目と申すべきものは、尊嚴にして萬邦無比なる我が國體の精華を顯現し彌、日本精神を發揚することでありまして、この國民精神作興に關する詔書の内容を奉體して之を實踐することに外ならないのであります。即ちこの運動の目標は舉國一致、盡忠報國、堅忍持久の精神を益々振起し社會の風潮を一新して實實剛健の精神を涵養し、嚴に輕佻浮薄を戒めて道義に基く生活をなし、勤儉力行各、其の業務に精勵し、小我を捨て、大我に就くの精神を體現するに努むると共に銑後の後援を更に強化持續し一方勤勞報國、資源の愛護等に努め以て皇軍の武威を發揚するに遺憾なきを期するに在るのであります。我々國民は今、日更に覺悟を新にし、此の詔書の御趣旨を奉體し、國民精神の作興に勉め以て皇運を扶翼し奉らんことを期せねばなりません。

時局と防諜

内務省

一 防諜とは

防諜とは對諜防衛又は諜者防止の略稱であつて、取締の方面からは外諜取締と云はれる。其の目的とする所は外國の諜報活動に對し國家を防衛するにあるのであつて、平戰兩時を通じて國防上實に重大なる事項であることは云ふ迄もない。

往時に於ける諜報活動は單に現實の武力戰爭遂行の手段として行はれた爲め其の活動の時期は主として戰時であり、其の諜報の範圍は軍事機密の探知収集に限られ、其の手段は密偵使用に依る隱密内偵であつたから之に對する防諜は概ね軍及取締官憲の手に依つて行はれて居た。

然るに近代に於ける戰爭は所謂國力戰となつて來た爲諜報活動の時期は勿論平時に於ても盛に行はれ、其の諜報の範圍は國家生活の全般に互り非常に

擴大せられ、其の手段も亦異常なる發達を遂ぐるに至つたので之に對する防諜は舉國一致して當らなければならなくなつた。

言ひ換へれば現在及將來に於ける防諜は國力戰に對する總動員の國防である。即ち近代に於ける戰爭は單なる兵力のみに依る武力戰から科學戰、思想戰へ、更に國家資源の全能力を擧げての國力戰へと發展したのである。故に今日の戰爭に於ては兵力の充實及科學的軍事裝備は固より、之を補充し之を整備する軍需品の充足、一般國民生活の安定、國內治安維持、財政金融の確保、國民精神の振作等國家の一切の人的及物的資源の全知全能を綜合發揮して之に當らなければ戰爭終局の目的を達成することが出来ない。

近代戰が斯の如く綜合的國力戰となつた爲諜報活動の使命は非常に重大となり、平戰時に於ける諜報活動

の實績如何に依つて戦の前半は決定せられるとまで云はれる。

之が爲世界列強に於ては何れも外國に諜報機關を派遣して平素から其の國に對する之等作戦資料又は國力判定資料となるべき各般の事項に就ての情報蒐集に非常なる努力を拂つて居るのである。殊に最近國際情勢の複雑化と我が國力の進展に伴ひ諸外國の我國に對する諜報活動は益々活潑激烈を加へ、其の諜報事例は殆ど枚擧に遑がない状態なのである。斯の如く現在及將來の戦争が國力戦となり、諜報活動が擴大強化せられた以上之に對する防諜も一段と充實を圖るの要あるは蓋し當然なりと云はなければならぬ。

以下本文に於ては防諜の中主として情報蒐集防止の方面に就て若干の解説を試み、次に事變下に於ける防諜上の注意事項を述べたいと思ふ。

二 防諜は全國民の手で

由來我が國民一般の防諜觀念は非常に乏しい憾がある。自分では氣が付かず不知不識の間に他國へ重要

なる資料や情報を提供してゐる様な例が甚だ多いのである。國家の秘密は直接に個人に關係なく其の被害が目に見えない爲動もすれば等閑に附される處があるのであるが、國家の秘密は個人の利害等とは比較にならぬ程重大なもので、其の秘密が保持せられると否とは國家の存亡安危に懸ると云うても決して過言ではなく、唯一つの秘密事項が漏れたことによつて國家の存亡を左右するものもあるのである。

歐米諸國に於ては幾多の戦争に於けるスパイの慘害を経験した爲諜報及防諜に關する技術並施設は非常なる發達を遂げ、一般國民も悉く防諜意識に目覺めて居るに止まらず、進んで國家の爲に其の諜報機關として盛に活動しつゝある。斯様に各國の諜報施設及技術が發達を遂げたのに拘らず、之に對する我國の防諜對策は遺憾ながら大いに立廻れの感がある。殊に一般に外國の諜報機關の活動の危険に對する認識と警戒が未だ不充分であることは遺憾である。

けでは到底完全にやれるものではなく、全國民の一人一人が之に對する理解と認識を養ひ官民協力の下に眞に舉國一致の體制に於て外諜の防衛に當り、彼等をして暗躍蠢動の餘地なからしむるに努めなければならぬのであつて、今日の如き事變下に於ては特に之を痛感せらるゝのである。

近頃新聞、雜誌其の他の出版物等で急にスパイを喧しく取扱つてゐるが、讀者の中には一體日本にそれほど恐ろしい外國のスパイが眞實入り込んでゐるのだからかと些か疑心暗鬼の方があつても知れないが、之は最近數年間憲兵や警察で檢擧した實例が明瞭にその事實を裏書してゐるのであつて、之等の事實に就て觀れば外國の諜報活動が如何に巧妙活潑に行はれてゐるかが明瞭なのである。

然らば警戒すべき外國諜報機關とはどんなものか又どんな方法で資料や情報を集めつゝあるか、之に付て簡単に説明することとする。今日の外國諜報機關は決して外國人に限らない、又秘密探偵式の人物のみではない、現在諸外國に於ては其の諜報機關として専門的

秘密諜者を派遣する外に、自國の官民の凡ゆる機關及個人を動員して廣汎綿密なる諜報網を組織して活潑巧妙なる活動をしてゐるのである。そして其の諜報網の中には第三國人や、外國人との交際其の他に於て不知不識の間に諜報網に利用されてゐる日本人が相當多數あることが想像されるのである。

そして其の活動方法は隱密偵知を爲すの外、公然たる出版物の入手見學觀察又は直接調査若は文書照會等の方法が用ひられてゐるのである。而かも前述の如く諜報網には凡ゆる機關が動員されてゐるのであるから、何人が諜者であり、何團體が諜報網であるかは一般には殆ど見分けが付かないのである。又出版物を蒐集し之を分類し組織的に検討して各種の有益なる資料を得る事が出来る、かゝる文書による諜報手段のあることも注意を要する。

そこで一般國民の任務として是非とも責任を以て當らなければならぬのは國家機密の保護である。前にも述べた様に外諜の活動範圍は非常に擴大せられてゐる、即ち軍機の探知収集は勿論、各種資源の状況及輕

「外國人を見ればスパイと思へ」と云ふ考へ方は誤りであつて、前述の如く諜者は必ず外國人とのみは限らぬのみならず、外國人中には熊、日本の正しい事情を外國に紹介して貰ふ爲に日本から招待した者や、善良な觀光客や視察旅行者も多數居るのであるから、國民としては何を國防上秘密にせねばならぬかをよく心得て居て、之等善意の外國人に對しては努めて懇切丁寧に取扱ひ、よき印象を與へる様にし度いと考へる。

三 防ぐ秘密の範圍は

諜報活動の狀況前述の通りであるから、之に對する防諜方法として防諜上保持すべき國家機密の種類範圍を知らなければならぬ。併し其の範圍は極めて廣泛、多岐に涉つて居り其の全部を列挙することは限られた紙面に於て不可能であるから、茲には其の主要なるものを掲ぐるに止めることとしたから具體的事案に直而して疑問のある場合は、直ちに取締當局と連絡をとり防諜に協力せられたいのである。

(一) 軍機及軍機に關聯する事項

防諜の最大任務は軍機及之に關聯する秘密の保護にあることは云ふ迄もないが、戦時又は事變中に於ける防諜に於ては特に此の問題に直面することが多いのである。

軍機の保護に付ては軍機保護法に定められて居り、軍機とは作戦、用兵、動員、出師その他軍事上秘密を要する事項又は圖書物件であつて其の種類範圍は軍機保護法施行規則(陸軍省令第四十三號及海軍省令第二十八號)を以て定められて居る。(本年十月七日官報参照)。尙軍機に關しては右の外次の様な法規にも規定せられる所があるから参考の爲に其の主なものを掲げて置く。

要塞地帯法、宇品港域軍事取締法、軍港要港規則、軍用電氣通信法、防禦海面令、船舶法、航空法
次に軍機に關聯する事項とはそれ自體は軍機ではないがそれを諜知せらるゝことに依つて軍機を推知又は察知し得らるべき資料を云ふのであつて其の範圍は亦頗る廣泛なのであつて、軍機として定められ

たる事項の一つに附隨して存在するのである。

例之戰時又は事變に際し出征者は派遣せらるゝ軍隊の隷屬系統、部隊號、部隊數、配備、行動、又は動員計畫等の探知は純然たる軍機の探知であるが、應召者數調査、徵發軍馬調査、在郷軍人調査等は軍機に關聯する事項の調査である。純然たる軍機は實際防諜方策の外法律を以て保護せられるのであるが、之に關聯する事項は目下の處専ら官公署及一般國民の愛國心を基礎とする所の注意に依つてのみ保護せらるゝのである。

(二) 其の他の機密事項

右に述べた純軍事的秘密の保護に付ては一般に比較的關心が深い様であるが、純軍事的事項以外のものに國防上秘密を保持せねばならぬものが非常に澤山ある。例之 (1)交通網、道路網、鐵道車輛數、自動車數、船舶數、水陸交通施設等は戰時輸送能力推定の資料となり、(2)航空工業自動車工業は戰時航空兵力機械化部隊兵力推算上缺くべからざる要素であり、(3)化學工業其の他軍需品又は軍需品の原料とな

るべき物資の製造能力は戦時軍需資源の製造能力推定資料となり、(4) 鐵石炭石油其の他の重要資源の産出状況も亦國防力判定資料となる、(5) 又發電所や電信局、重要工場、水源地等の位置寫眞、都市の俯瞰寫眞等は戦時爆撃目標の好参考となる。

右の外直接國防に關係なき事項と雖例之内治外交の秘密國民の思想傾向、一般經濟狀態等に關し我國に不利なる資料又は情報は之を外諜に知らしめてはならないのである。何となれば之等の事項は何れも現在及將來戦が國力戦たるの當然の歸結として國力判定の資料となるからである。

斯種國家機密の保護に付ては我國に於ては現在何等の取締法規がないのであるから各人の愛國心に基く注意警戒に依つてのみ保護せられるのであるから國民の責任は一層重大であると云はなければならぬ。

尙参考の爲に付け加へて置きたいのは外國に於ては斯種秘密の保護に關し嚴重な法律が設けられてゐると云ふ事である。即ち英國の機密保護法及米國

の間諜取締法には何れも航空施設、重要工場、造船所、鑛山、鑛區、電信、電話、無線電信局、陸上又は海上の交通施設、ガス製造所、水道、發電所等が秘密箇所として挙げられ之等に關する情報に處罰の對象とせられて居る。又ソ聯邦に於ては其の刑法間諜罪の對象として軍事情報、經濟情報、其の他の情報を含められ其の内容は非常に廣汎である。其の他獨、伊、佛等列強の當該法律も略、同様に秘密の範圍が擴大して規定せられて居る。

四 支那事變と防諜

去る七月支那事變發生以來既に四ヶ月、皇軍は北支及上海等に於て著々軍事的成果を収めつゝある。而かも此の間關係諸國の諜報活動は寔に顯著に行はれ我軍の作戰、用兵、動員等直接軍機に關する事項は勿論、政治、經濟、財政に關する事項、事變に對する國民輿論の動向等に關する情報蒐集に狂奔して居る。當局としては鋭意之を取締、防止に努めて來たが、尙且一部之等の機密が支那其の他に漏洩してゐるのではないか

との疑があることは遺憾に堪へない。特に現時局下に於ける防諜の重要性に鑑み、廣く全國民の防諜上の協力を希望する次第である。左に事變發生以來起つた實例を掲げて参考に資したいと思ふ。

- 一 日本内地から支那方面への通信の内容に軍機に關する事項(内地部隊の動員状況等)あり、支那軍憲に於ては通信の開披檢閲を爲し居る關係上我が軍機が支那側に漏洩するの結果となつた事例
- 二 應召兵又は其の家族知己等が隨時隨所に於て應召部隊號應召の時期等動員關係事項を推知せしむるが如き談話を爲し不用意の間に軍機を漏洩しそれが支那側諜者の活動に便宜を與へるの結果となつた事例
- 三 應召兵より發する挨拶狀に所屬部隊號及配置を記載し不用意の間に軍の行動を發表したる事例
- 四 應召兵見送りの旗幟に所屬部隊號を記載し不用意の間に軍機を漏洩したる事例
- 五 某地に於て出動部隊の軍用列車通過時刻表を不

用意に揭示し外諜の偵察に便宜を與へるの結果となりたる事例

六 出征兵士の現地よりの通信に軍機に關するものあり、之を受け取つた家族又は知己が之を外部に發表し、甚だしきは印刷に付して公表せんとしたる事例

七 軍需品製造工場の職工が事變の爲特別の物を製造して居ることを電車の中等で話し、資材機密を漏洩するの結果となりたる事例

以上は防諜上注意すべき事例の一部であるが、之等は何れも不知不識の間に繰り返しつゝある過失であつて防諜觀念の不徹底に起因する由々しき危險狀態である。

事變中に於ては之等軍機に關するものの外内政經濟外交等の諸情報も平時に數倍する注意を以て之を取扱ひ、苟くも國家に不利を來すことのない様に努めなければならぬのである。

國債の郵便局賣出し

大藏省理財局

一 國債をせめて統後の御奉公

蘆溝橋に於ける支那軍の不法攻撃に端を發した支那事變は、其の後全面的に局面が展開して來た。當初我國としては、極力隱忍自重し、不擴大の方針に基づき凡ゆる努力をしたにも拘らず、抗日毎日の聲に踊る支那軍の度重なる不逞なる挑戰的行動により、遂に最後の決意を固め不擴大の方針を一擲し、蔡廷鍇くなき支那軍を徹底的に膺懲し、支那政府の覺醒を促し以て東洋永遠の平和を確立する爲、國を擧げて聖戰に乗り出さざるを得なくなつたのであつて、忠勇なる我が將士は、北支に、中支に、南支に、又陸に、海に、空に、凡ゆる苦難に耐へて、力戦又力戦、著々其の戰果を收めつゝあるのである。統後の國民は、新聞やラヂオの報ずる皇軍の勇猛果敢にして壯烈鬼神をも泣かしむる行動に、感激と感謝の念を日々新たにすると共に、出征將士に寸毫も後顧の憂なからしめんと、統後の支

援に努めて居るのであり、之が爲隨所に各種の美談が生み出されつゝあるのは頼母しき極みである。

御承知の通り、近代戦は全く精巧なる科學的兵器の戦ひである。従つて、一度千戈を交ふるに至れば、敵味方共に犠牲が頗る多く、戦費も亦巨額に上るのであつて、日清戦争の戦費豫算は二億五千萬圓、日露戦争の戦費豫算は十九億八千六百餘萬圓であつたが、今回の事變に關するものは、曩に豫備金支出をした一千餘萬圓と第七十一回帝國議會及第七十二回帝國議會に於て満場一致を以て可決された豫算とを加へると、既に二十五億四千餘萬圓に上るのである。而して其の財源としては、一億一千六百餘萬圓は租税共の他の普通歳入に依つて居るが、残りの二十四億二千三百餘萬圓は國債に依ることになつて居るのである。即ち其の九割五分餘は國債に依つて、賙はれる譯であつて、敵陣を潰滅せしむる所の爆彈や砲彈の一つは、國債の一枚

一枚の結晶であると云つても過言ではあるまい。吾々統後の國民は、此の戰費の調達に遺憾なからしめ、武器彈藥糧食等を充分に出征將士に供給し、以て統後の備へを全うしなければならぬのである。

二 國債は手軽に局の窓口

國債は今回の郵便局賣出しに依り、丁度葉書や切手と同様に、簡便に而かも無手数料で、郵便局の窓口か

ら買ふことが出来る様になつたのである。そのみでなく、將來此の郵便局から買つた國債を現金に換へ度い場合には、郵便局で何時でも買上げることになつたのである。

從來は國債を買ひ度くても、之を簡単に買ひ得る施設が缺けて居たのである。尤も都會地に於ては證券業者等から買ふことも出来るが、それとでも中々素人には面倒であり、況んや地方農村等では、如何に國債を買入れ度くても、殆んど其の術が無かつたのである。所が今後國債は最寄の郵便局の窓口から手軽に買ふことが出来るのである。又今度賣出される國債には二十五圓券もあり五十圓券もある。而かも無手数料で發行價格、即ち額面百圓に付九十八圓の割合を以て買へるのであるから、二十五圓券ならば二十四圓五十錢、五十圓券ならば四十九圓で買へるのである。

然らば、從來一般個人はどの程度の國債を買入れて居たかを見ると、最近の統計（昭和十一年十二月末現在）に依れば、國債總額百三億九千五百餘萬圓の内、銀行、信託會社及保險會社の所有に屬するものは五十二

國債を我も一役御奉公
國債をせめて一枚國の高
時局の國債みんな持たう

億八千九百餘萬圓で過半を占め、大藏省預金部其他政府の特別會計、政府關係共済組合及地方公共團體の所有に屬するものは二十七億五千三百餘萬圓であり、一般個人の所有に屬するものは残りの二十三億五千餘萬圓の内一部に過ぎないのである。斯やうに一般個人の所有に屬するものが比較的僅少である原因は、一つには、我が國民が未だ一般に公社債に對する直接投資の風習に慣れて居らず、貯蓄と云へば郵便貯金や貯蓄預金や定期預金等に依るのが通例であつて、貯蓄の方法として公社債を買入れることは少いと云ふことにも在るのであらうが、今一つには、從來國債は日本銀行引受の方法に依つて發行せられ、日本銀行から主に銀行其他に賣渡されて居たので、一般の人が國債を買ひ度くても、之を簡便に買ひ得る施設が充分でなかつたことにも在ると思はれるのである。又從來は、一般の人が一旦買つた國債を、現金の必要な場合に、極く簡単に賣却し得る便宜を持たなかつたことも其の一因であらう。

然し乍ら今後國債は郵便局からも賣出すと同時に、其の郵便局で買つた國債を將來現金に換へ度い場合に

は、局の窓口で何時でも買上げることになつたのであるから、一般個人の國債の買入及賣却に關する從來の制度上の缺陷は殆んど除かれたのである。勿論一旦買つた國債は永く之を所有されるのが望ましいのであるが、家計の都合もあらうし、其他種々家庭に於ける不時の入用の生ずることもあらうからして、斯る場合に手軽に現金に換へ得る途を拓く爲に郵便局で買上げること致した次第である。

元來國債は租税と共に國家の歳入の二大要素の一であり、殊に最近に於ては、國債の發行額が増加し、其の歳入に於て占める割合が大となり、其の重要性は特に顯著となつて参つたのである。そこで成るべく國債を廣く國民一般の間に普及せしめ、所謂國債の民衆化を圖り、國民各自に、自分は國債を以て國家の歳入に貢獻したのであり又國家に對する債權者である、と言ふ意識を持つて貰ふことは、國の財政に對する國民の關心と理解を深める所以であり極めて望ましいことである。又他の方面から見ても、近時時局關係事業等の活況に伴ひ、一般國民の間に於て、相當所得の増加した

ものもあると認められるので、此の際浪費を戒め、勤儉貯蓄の美風を涵養し、國民をして富の蓄積に努めしめることは、極めて必要であつて、此の點からしても、國債の民衆化を圖ることに依り國民の國債買入を奨励することは、有效適切なる一方法であると考へられるのである。

國債の郵便局賣出しは、此の國債民衆化の一方法として計畫されたものであつて、今回の支那事變の國債の賣出しを手始めに今後時々之を實行する豫定である。吾々は此の制度の活用により、一枚でも多くの國債が一人でも多くの國民の間に行き交ふことを切望する次第である。殊に今回賣出されるのは、支那事變の國債であつて、之を國民が舉つて買入れることは、即ち事變に對する舉國一致の實を擧げる所以であり、銃後の護りを固める所以であるから、此の際としては、此の國債の應分の買入は、國民の責務であると言ひ得るのではないかと考へられるのである。

手廻て買ひよい有利な國債
國債は家も購もお向ひも
聞いたか賣出し買つたか國債

三 國債は買つて確實有利な貯蓄

國民が此の際舉つて國債を買入れることに特に望ましいことは、上述の通りであるが、單に貯蓄の方法として見ても國債は實に理想的のものである。優れた貯蓄の方法たることの第一の要件は手軽に出來ると云ふことであり、第二の要件は確實と云ふことであり、第三の要件は有利と云ふことである。

第一の要件たる手軽に出來ると云ふことに付ては既に述べた通りであるが、第二第三の要件たる確實有利と云ふ點に於ても、國債は洵に申分がないのである。

確實とは元利の受領に不安のないことである。此の點からすれば、國債は國家に對する債權であるから、これ程確實なものはないのである。國債の元金及利子は、日本銀行の本店、支店及代理店並に全國の郵便局に於て受取れるのであるから、簡單であり確實である。

國債の郵便局賣出し

又國債證券を持つて居て盗難に遭つたり無くしたりする心配があるなら、日本銀行に請求して絶対安全な登録國債とすることも出来るし、郵便貯金をして居る人は國債を郵便局で保管して貰ふことも出来る。其の上、郵便局から買つた國債を萬一家計の都合等に依り現金に換へ度い場合には、郵便局で何時でも買つて貰へるのであるから、全く至れり盡せりと云ふべきである。

國債は持つて有利

有利とは利廻のよいことである。貯蓄の方法として最もよく普及して居るのは、郵便貯金と貯蓄預金と定期預金とである。今國債と此等のものとの利廻を比較して見ると、利率の點では、内地の郵便貯金は普通二分七厘六毛、六大都市の銀行貯蓄預金(据置貯金)は三分三厘、銀行定期預金は甲種は三分三厘、乙種は三分五厘であり、郵便貯金と貯蓄預金には税金がかゝらないが定期預金には税金がかかるので、之を差引けば甲種は二分九厘〇毛、乙種は三分〇厘八毛となる。之に對して、今回郵便局から賣出される國債の利率は三分

五厘で單利最終利廻は三分六厘八毛であり、税金を差引いても三分四厘七毛であるから、國債は他の三者に比べて利廻も良く、貯蓄としては極めて有利なものであることが判るのである。

斯様に國債は確實且有利であり、而かも手軽に買ふことが出来るから、貯蓄の方法として非常に優れたものと云ふことが出来る。

又國債には種々の特典乃至便宜があるが、其の内主なものを二三舉ぐれば左の通りである。

- 一 國債に對する税金は他の公社債、銀行預金等に比し輕いのである。
- 二 郵便貯金をして居る人は、少額の手数料で、國債證券を郵便局で安全に保管して貰へる。
- 三 國債には登録の制度があり、日本銀行に請求して登録國債にして置けば、滅失、紛失等の虞がなく、絶対安全である。而かも登録は無手数料である。
- 四 政府と物品の賣買契約をする場合等に提供する保證金、各種の納税の延納擔保、又は各種の物品

ことである。

國債は貯蓄だ利殖だ奉公だ

貯蓄は國債有利で安全

無駄を省いて先づ國債

四 實行行く國債伸び行く日本

今日迄の我國の財政を見るに、國運の進展に伴ひ、其の歳出額は漸次増大して参つたのである。即ち一般會計の歳出額は、日清戦争前はまだ一億圓にも達しなかつたのであるが、戦後に於ては二億圓臺に上り、日露戦争後には更に四億六千餘萬圓となり、大正七年度に於ては遂に十億圓を突破し、爾來年々多少高低があつた所、昭和六年九月勃發した滿洲事變を契機として一躍増大し、昭和八年度には二十億の線を超ゆること二億五千餘萬圓となつた。其の後昭和十一年度迄は略同程度の金額であつたが、本年度の豫算實行額は三十三億四百餘萬圓に上つて居る。尤も此の内には、戦費に屬するもの五億七百餘萬圓を含んで居るのである。

の買入代金等の延納擔保として、政府に現金を納むべき場合に、其の代用として國債を充當することが出来、且つ之が充當の價格は額面金額を以てすることに於て居る。即ち九十八圓で買つた國債が百圓に通用するのである。

國債を買入れることが確實有利な貯蓄であることは前述の通りである。お互に平素心懸けて貯蓄をして置けば、不時の入用の場合にも別に周章する必要もなく、生活は安定するのであつて、勤儉貯蓄が個人の立場から望ましいことは申すまでもないが、又一國の産業の發達に必要な資本の蓄積も、畢竟個人の貯蓄から成るのであるから、各個人が努めて此の貯蓄をするに云ふことは、國家社會の立場から見ても極めて重要な意義を有するのである。殊に今日出征將士の勞苦を思ふ時には、假初にも贅澤は出来ないのである。銃後の國民は、須らく各人の持場々々に於て精勵すると共に、出来るだけ生活を節し貯蓄を心懸くべきである。而して其の貯蓄の方法として國債を採らば、貯蓄しながら御奉公出来る譯であつて、一石二鳥とは全く此の

而して此の財政の規模の擴大と共に、國債も次第に増加して來た。國債は國の借金であるから、成るべく少い方が望ましいのであるが、隆々發展の途上に在る國の諸般の經費殊に事變關係の經費の如きものを總て租税共の他の普通歳入で賄ふことは殆んど不可能であつて、或程度の國債の發行も亦じむを得ないのである。我國の國債額は、日清戰爭前迄はまだ二億餘萬圓であつたが、戰後には殆んど四億圓に達し、日露戰爭後には二十億圓臺に上り、大正十年度には四十億圓を超え、昭和六年度には更に六十億圓臺に達し、其の後毎年度約十億圓づゝ増加して昭和十一年度に於て遂に百億圓を突破し、同年度末現在に於ては百五億七千四百餘萬圓に上つて居り、尙本年度に於て豫算上發行を豫定せられて居る國債は支那事變關係の分を合せると三十二億餘萬圓に上つて居るのである。

此の數字に依つても明かである如く、國債が急激に増加したのは、日清日露の兩戰役、歐洲戰爭、滿洲事變等孰れも我國の國家的躍進の契機を爲した事件の

際である。我國は克く此等の難關を突破して今日の發展を致して參つたのであるが、今や更に重大なる難局に直面して居るのである。然し乍ら、現下の此の難局こそ我國今後の大飛躍の前提を爲すものであり、之を乗切つてこそ將來の我が國運の發展、東洋永遠の平和を期待し得るのである。今度郵便局から賣出される支那事變の國債は、直ちに軍費となり、支那膺懲の武器となり、又之が實に我が國運發展の原動力となるのである。此の最も重大な使命を持つ國債、此の最も意義深い國債が、最も手軽に、誰でも郵便局の窓口から買へるのである。吾々銃後の國民は、此の秋こそ、此の際こそ、奮つて此の國債を買入れ奉公の誠を致し、國家躍進の大業成就に戮力邁進しようではないか。

戸毎に國債ゆるがぬ日本
各戸に國債各戸に國債
手に手に國債躍進日本

朝鮮同胞の赤誠

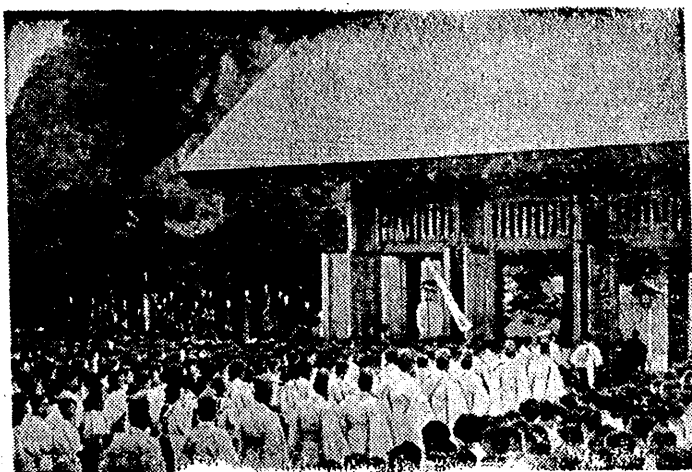
朝鮮總督府

一 統治史上の一劃線

明治四十三年十月、朝鮮に新政が布かれて恰も第二十七周年を迎へたが、今いかなる盛大な記念式を擧げることにも勝りて有意義な劃期的現象が朝鮮に起つた。それは實に朝鮮半島内のみならず、内地、滿洲國、北支、上海等布くも半島同胞のあるところ、今次の支那事變を機として湧き起つた愛國心乃至は愛國運動であつて、これまで朝鮮問題を靜かに觀察して來た内外識者にとつて、或は空谷の聲とも謂ふべきものであるかも知れない。尤も朝鮮同胞の精神界、思想界に於ける此の動向は昭和六年の滿洲事變このかた、東亞興隆の機運の擔ひ手たる我國の世界に於ける地位と實力とに對して認識が加はるに伴ひ、微の間に培はれ

來つたものではあるが、今次事變に際しかくも熱烈、純粹に、内地の國民と殆ど差異がない程度に愛國心が昂揚して來ようとは何人も思ひ設けなかつた所であらう。社會の最大多數を構成する比較的低位にある人々が、時局認識もいかゞかと思はれたに拘らず、老幼男女、職業の如何を問はずきほひ立つたことを特徴とするのであつて、この觀點から考へても半島統治史上の一エポックを意味するものたるは明らかである。大野政務總監の去る九月八日京城放送局から全國中繼を以て「朝鮮同胞の赤誠」と題する講演の放送中に、之を證すべき事例の幾つかを紹介した後、

「その大昔に於ては同源關係と推定すべき深き血縁的な繋がりがあつたにせよ、久しく島と半島とに分れ住んで言語、風俗、習慣などを異にして居つた



全鮮心をツーツに武運を祈る

兩民族が、日本國民として全く同じき思想や感情をもつといふことに對しては多少の困難が感ぜられた時期が相當にあつたことは否定されないものであります。然もこれがいろ／＼な不幸な事件となつて表面に現はれた時期もあります。また次では表面にこそ現はれないが腹の底深く不満を藏して釋然と打解けることのできない時期もあつたやうである。然るに昭和六、七年頃からこの方、斯様な暗鬱な気分は薄らいで行つて、半島の天地は段々と明朗になつて來た。而して今次事變を機として内鮮間の一部にあつたかも知れないと思はるゝ薄紙一枚の隔りすら取り除かれた様な感が致すのであります。古い歌に「袖ひちてむすびし水の凍れるを春たつけふの風や解くらむ」といふ歌があります。谷や澤の水が春風の吹くにつれて解けて流るゝ春の氣持を詠じたものであるが、此の内鮮の融合の流れは谷々澤々にとけ溢れる清水であつたものが、今や汪洋たる大河となつて愛國の至誠の波濤を漲らせて居るのであります。朝鮮同胞が内地人と變らない熾烈な愛國心に燃

えつゝあるといふ一事によつて、もはや内鮮人の思想感情が一致し、共に日本國民として心の底から手が握り合へる境地に進み入つたことを斷言し得るのであります。私はこれを朝鮮統治の政策といふやうな言葉を以て言ひ現はしたくないのである。これは人為や術策を超越したる所の、吾等民族の宿命であり、更に進んで言ふならば深遠なる天意の現はれ、天業の恢弘であるといふ風に確信致して居るのであります。」

との含蓄深き言葉を以て道間の消息を最も適切に表現して居るのである。然らばかゝる朝鮮同胞の赤誠はいかなる形を以て現はれたか。

二 愛國運動の諸相

或る部落では應召した東拓移民(内地人の家族のため)に擧つて營農に手傳ひ、或る部落では貧しい農家の主婦達が飯米を節約して貯へた金を恐縮しながら獻金し、或る郵便局員は貰つた初月給の中から獻金に割き、或る高等普通學校(中學)の生徒一同は農業實習の

生産品を賣歩いた金を全部獻金し、或る女子高等普通學校(女學校)の生徒達は血染めの日章旗を贈つて皇軍を激勵し、或る部落の青年達は金はないからとあつて鉢を大量に軍隊に獻納し——といふ様な愛國美談は事變以來殆ど連日の新聞紙上に報道され、これを蒐録すれば莫然たる大冊をなすほどである。就中、一兩年前から軍用機納納運動をやつて居る文明琦氏といふ老愛國者が起つて義勇軍組織を提唱した時など朝鮮人青年の血を湧かし、立ち所に二百餘名の熱心な従軍志願者を算へたことは青年の思潮の一大變化を示す事例と見ることができよう。

斯の如くであるから朝鮮人のみで組織されて居る各種思想團體、類似宗教團體等の方面でもこの風潮に伴うて愛國運動が擡頭し來つたことも極めて自然である。大東民友會といふのは共產主義運動から轉向した青年達を主とする團體であるが、世界認識を強く把握して既に昨年から大亞細亞主義を唱導して勇敢なる教化運動をやつて居た所に今度の時局となつたので其の意氣益々白熱し、諸團體に魁けて時局認識強化運動

を起し、全鮮思想青年の間に大きな反響を喚ぶに至つた。又全半島に約百萬の信徒を有する天道教團は、曾て大正八年の萬歲騒動の中心勢力をなした團體であるが、滿洲事變を機として過去の誤謬を改めて國家主義の立場をとるに至り、今次事變に於て益其の態度を明らかにし、他の侍天教團、上帝教團と共に信者の啓蒙に努め、國防獻金に、出征軍人の家族慰問等にも乗り出しての活動見るべきものがある。朝鮮の儒林(儒者の團體)の多くは其の學統の關係から古來支那心醉に墮し、支那の中華に對し朝鮮を小華と稱した位其の眠り久しいものがあつたが、時局に際し京城の經學院(經學講究、風教作興の機關)は、地方支廟(孔子を祀り儒林之に奉仕)に猛省を促す所あり、儒林の間に於ても滿洲事變以來、眞の仁義道徳が儒教を生んだ支那に維持せられず、却つて我國に其の精髓が具體化されて居る事實に對して眼を開きつゝあつた際、今次事變により一層明らかに支那の無道兇殘が暴露されたので愈、舊來の支那觀を改め、東方道義顯揚のためにも皇國の理想を支持しなければならぬとの觀念が高まつ

て、時局認識の講演會開催、毎月二回文廟展拜に於ける觀勝祈願等を行ふこととなつたが、儒教思想の根強く残れる社會に及ぼした其の影響は相當に大なるものあるは謂ふまでもない。また古い傳道の歴史と勢力とを有する外國系の新舊基督教團は從來動もすれば統治に對する非協同的態度に出づる事例もあつたが、今次の時局に差しかつては禁惡に對しては時に力を以て之を懲らすことが神の教條に適ふ所以を強調して起ち、各派は交、皇軍の武運長久と在支同胞の幸福を祈る爲の祈禱會を催し、または講演會を開いて信徒の至誠を表した獻金を以て國防獻金とした。かく意外と思はるゝ方面の朝鮮人團體が競うて愛國の誠意を表明したのであるから、時中實、大東同志會、東維會等々、かねて朝鮮人の覺醒向上と、内鮮兩民族の物心兩面より建設の理想喚起などを指導精神として活動中であつた朝鮮人各團體が互に呼應して愛國運動に起ち上つたことは勿論であつて、他の内鮮人共同の愛國的團體たる帝國軍人後援會、日本赤十字社、海軍協會、國防義會、

各道聯合青年團、社會事業協會、教化團體聯合會等に於ける朝鮮人の奉仕的活動と共に澎湃たる愛國の思潮が全半島に互つて横流しはじめたことが如實に想像し得らるゝのである。

この顯著なる傾向を裏書するものは朝鮮人の發行に係る諺文新聞である。從來數種の諺文新聞は依然として民族主義的立場を捨てず、或る社の如き前回オリムピック大會に於けるマラソン選手孫基禎君の偉績を報道するに當り其のユニフォーム姿から故意に胸間の日章記號を抹殺した寫眞を掲出して問題を提供したなどのことは其の一斑を窺はしむるものであつたが、今次事變により半島民衆の間に滔々たる國民意識が漲るに及びこれらの諺文紙も進んで其の論調と報道を改め、暴支膺懲、皇軍支援から舉國一致の強調を提言してこの風潮の先頭に廻るに至つたことは内鮮一體を深化する上に大なる寄與をなすものと見ねばならぬ。

更に付け加へるならば朝鮮婦人方面の著しい目ざめがある。愛國婦人會と並び立つ國防婦人會の中に、尠からぬ白衣婦人を見るに至つた外に、これまで舊き傳統



てめこを心眞に針一針一

を守つて内房生活に閉ぢ籠つた上流家庭婦人の間にも國民的自覺の衝動が現はれ、京城では愛國金銀會といふ團體が尹德榮子婦人を會長として結成された。即ち半島婦人として愛國の赤誠を現はすべく、戦後の後援運動に乗り出さうといふのであつて、發會の當日は會長以下多數會員が國防恤兵のために献納した金幣は、彼女達が嫁ける日の記念物として身にも代へ難き貴重なものであることを知るならば聞く者何人も深き感動を覺えざるを得ないのである。現在朝鮮に於ける國防關係の獻金額は既に二百萬圓を突破して居り、従つて獻納軍用飛行機、高射砲等となつて續々空軍及防空施設強化に貢獻せんとしつゝある。

三 在外朝鮮人亦同じ

春咲く花ほどの峪にあつても時を同じくして聞くやうに、これら朝鮮同胞の胸に萌した國民意識は半島の内と外とに區別なく、其の在るところ殆ど例外なく同様の現象となつて現はれて來た。まづ北支に於ては

事變發生後間もなく天津での特別義勇隊組織となり二百名近くの朝鮮人青壯年隊員は一死國恩に報ずるの決意を以て軍將校の指揮下に奮ひ立ち、土囊構築、橋梁架設、連絡作業、傷病兵運搬、看護、軍營の炊事、掃除から兵士の散髪までに奉仕したが、中には守備隊の防戦に助力中敵弾のために死傷したる者數名あり、我軍の兵站線が遮断され之を突破するために決死隊を募つた際などは立ち所に多數の志願者が出て皇軍將兵を感激せしめた等の事例があつた。この外北支皇軍中に自動車隊員として従軍せる者も尠からず、其の人々が家郷に寄せたる手紙などは感激に濕つて立派に日本國民としての精神を現はして居る。又上海にある朝鮮人も北支のそれに劣らず、最初敵弾の爲に數名の負傷者を出したが怯まず、一糸紊れぬ統制の下に皇軍の背後に於ける活動に従事した。彼等の中技能ある者は通譯または運轉手として従軍し、其の他の青壯年者は領事館朝鮮人會などの指導に従つて軍事重要地の手入れ、埠頭荷役、土囊造り等の奉仕的勞働に従事し、一般内地人

が引揚げた後も百八十餘名が殘留して看護、洗濯、炊事、雜役等に互り奉仕を續け、尙ほ彼等一同芝しき財囊中より四百餘圓を皇軍慰問費として献出したことなど、軍當局を感激せしめたのである。特に上海は國際陰謀都市であるだけに民族主義や共產主義運動に狂奔して支那の國民黨、共產黨にも密接な關係をもつ朝鮮人も相當あつたのであるが、事變發生後支那官憲は之等に對して態度を一變し、内鮮人の區別なく甚だしい迫害を加へる様になつたのに反し、日本側官憲は保護を求め來る者に對しては従來の黒表中の不逞分子すら何等の差別なく保護を加へたので、彼等は此の寛大な處置に感謝すると共に改めて帝國國威の偉大さ、皇國精神の美しさを認識し心から前非を悔いて、轉向を誓ふといふ有様であつた。「私達朝鮮人は日の丸の旗の有難さを今度ほど痛切に知つたことはありません」とは支那にあつた朝鮮人の多くが告白して居る所で、恐らく在支朝鮮人三萬九千人一様に抱いた感想であつたらう。

滿洲には約九十萬の朝鮮人があり、建國後民族協和、王道樂土建設の理想に従ひ分に應じて國の發達に寄與しつゝあつたが、此處でも亦支那事變勃發と共に愛國運動が期せずして起り、朝鮮人民會、協和會の朝鮮人分會が主體となつて各所に時局大會を催し、暴支膺懲、皇威發揚の宣言、皇軍大勝の祈願を行ひ、國防獻金、慰問袋を醸出し、義勇兵の募集を請願する等團體行動に出た外に於て、個人としての「貧者の一燈的美談佳話も數々傳へられて居る。

又内地にある朝鮮人は約八十萬人に近く東京、大阪を始め全國各府縣に居住して居り従來内鮮人相互間の意思疎通を缺いた場合、時に僻見に基く各種の面白くない問題を起したこともあるが、事變發生と共に朝鮮人は舉つて時局の認識に努力し内地人に後れじと戦後の愛國運動に参加し、國民としての完全なる精神的資格を把握するは此の時として、國防獻金に、皇軍の武運長久祈願に、千人針、勞働奉仕、國防婦人會参加等に男女を問はず其の國民的感激を現はして居ることは

内地で一般人の親しく目睹する所であらう。

四 朝鮮觀を改めよ

以上の敘述は朝鮮同胞の愛國行動の全部を現はし盡したものでは勿論なく、その概觀を一渡り述べたに過ぎない。が讀者は此の概觀を透して現象の奥を窺ひ、問題の特異性を認取されるであらう。二つの民族が其の觀念中の隔りを撤し去つて全く一つの國民意識中に溶け入るといふことの困難は歐米でも東洋でも古來數多く経験されて來た所であるが、内鮮の間に於てはそれが今次事變を機として奇蹟のごとくに實現されつゝあることに對して、吾々は仰いで皇道に出づる政治原理の貴さを懐ひ、驕つてまた朝鮮民族の聰明さに想到せざるを得ない。前の滿洲事變、今度の支那事變は此の機運に對する有力な誘因ではあつても固より直接の原因ではなく、併合以來累積し來つた原因の主なるものとしては

一 一視同仁の、聖旨に基く政治の精神が、民福向上政策の具體化と共にだん／＼理解せられて來たこと

(戶別的更生指導を特徴とする農山漁村振興運動の如きその著例である)

二 教育の擴充、國語の普及と共に内鮮人間の誤解の因が除かれ、生活の距離が短縮され、理解の増進を見たこと

三 内鮮兩民族の血縁的同源關係と古來の文化交流に關する懐古的情操が史學の開拓に伴うて識者間に湧起して來たこと

四 滿洲事變から今度の支那事變の道程に於て、帝國の東亞に於ける指導的地位とその實力とが認識されて來たこと

等を數へ得るのであつて、二十七年といふ時間と、國民的結合を促してやまぬ四圍の國際情勢とが之が経緯となつてゐることは謂ふまでもない。敘上諸現象の歴史的なる意味に就ては、此の際特に内地國民一般の理解を求めたい所であつて、茲に去る十月十九日、國民精神總動員強調週間の最終の日に當り、南朝鮮總督が内地國民諸君に送つたメッセーヂを引いて朝鮮の希望を表明する。

國民精神總動員強調週間に關して内地の諸君に告ぐ

今次の支那事變に際し、期せずして國內に於ける一切の對立摩擦現象を解消し、舉國一致の體制下に我々の誇とする傳統の精神力を以て起ち上り、皇軍の威武八荒に振ひて支那の黨閥、軍閥の禍心を壓服しつゝあることは、帝國國民として至上の感激を禁せず、史上未曾有の偉績が此の戰果によつて將來さるべき不動の信念を具にすることを欣賞と致す者であります。

この時、内地に在らるゝ民衆諸君の大多數に、此の劃期的なる舉國大結束の成員中に、我が朝鮮半島二千三百萬同胞が躍如たる皇國臣民の意氣を同うして之に参加せる事實を明確に認識せられて居るであらうかどうか、日本國民として東亞大陸に大經綸を行ふ場合、内鮮一體の精神的結合が如何に必須の基礎的要素をなすかに就て留意せらるゝ諸君は、今次事變に際し半島同胞によつて示されつゝある熱烈にして強き愛國心に對し、是非とも新なる關心を拂つて其の認識内容を深められねばならぬと信するのであります。或は國威宣揚、武運長久の新願祭或は從軍志願、或は國防恤兵費の獻金、或は時局認識の徹底運動、各種軍事後援の奉仕其の他に互り半島同胞の愛國の赤誠は都鄙、職業、

男女、老幼の別なく諸多の形に於て極めて自然に且つ自發的に顯はれました。惟ふに這は去る滿洲事變以來顯著に生じつゝあつた人心の動向が帝國の東亞に於ける大理想揚揚の機に臨んで「水到つて渠成る」の趣を以て國民意識の大なる流れに傾注されたものであることを疑ふことはできません。斯くて今や半島全民衆は帝國臣民たる誇と自負に於て内地民衆諸君と相同じき意思、感情を有し、國民的使命を自覺するに至つたことを十分に窺ひ得るのであります。恰も此の十月は併合始政以來第二十七周年となるのであります。先人努力の成果此に凝結し、天意を代行する國民的使命を堂々東亞に樹立するの時機に於て、此の欣ばしき内鮮一體の精神的美果を擧げ得ましたことは如何なる記念の方法を講ずるにも勝つた歴史的記録であることを信じ、只管皇天皇土を俯仰して感謝致して居る次第であります。朝鮮は今年幸に豐年を恵まれましたが、人心の上には於ける愛國的情操の稔りは更に豐であります。茲に内外地を通じて緊張の裡に行はれたる國民精神總動員強調週間の最終日に當り、朝鮮に於ける此の事實、此の意義の深大なるに對し内地民衆諸君が割目して洞見され、國民大結束の構成中に占むる朝鮮同胞の大なる地位と貢獻とを認識されんことを懇求する所以であります。

山西の大勢決す

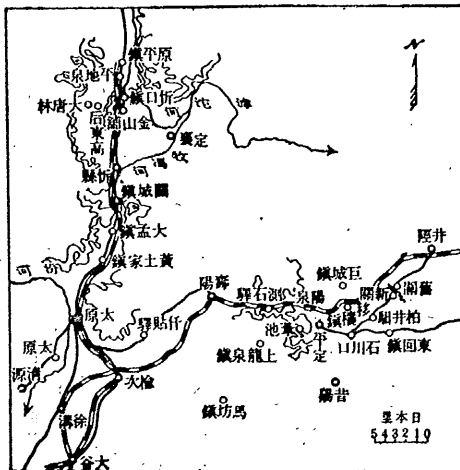
陸軍省新聞班

一 概況

内蒙民族の成吉思汗への憧憬は實現の第一歩を踏み出し、防共協和の旗風は蒙古高原にはためき、樂土建設の礎石は新首都厚和蒙特(舊歸綏)に堅く打ち建てられた。

山西省忻口鎮に山西、中央、共産の三軍一致して北支の類勢をこの一戦に挽回せんと死力を盡してゐた敵も、皇軍の堅忍不拔不撓不屈の攻撃精神の前に遂に敗退し、山西高原の山々には日章旗が輝き渡つた。一方正太線進撃の我軍は二日壽陽を占據、西進を續けて太原まで餘す所二十里、同蒲線の我軍と呼應して太原を挾撃せんとして往く所殘敵に大打撃を與へつゝ山西の

太原附近要圖



大勢を決したかの如く、戦捷の勝鬨は山西省内山嶽溪谷にたゞよふ妖雲を一掃せんとしつゝある。

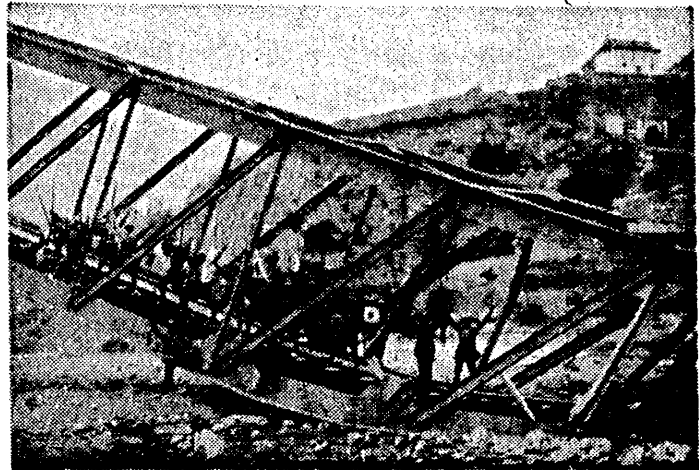
京漢線及津浦線方面は大なる變化を見ない。

上海戦線は我軍大場鎮江灣鎮古據後蘇州河に殺到しその南岸に確固たる地歩を占め著々戦果擴張に力め、上海敵軍の秘密作戦の根拠であり、支那經濟の大動脈であり、南京政府の生命線とも稱すべき南市を一舉撃滅せんとしつゝある。

二 内蒙及山西方面

上海北支の戦捷譜が遠く内蒙の空に響く時、あたかも此の響きを産聲にして内蒙の自治が誕生した。二十八日繰遠で開かれた蒙古大會に於て蒙漢兩民族三百萬民衆代表は蒙古聯盟自治政府の成立を宣言し政府主席に雲王、副主席に徳王を夫々推戴、政府組織大綱を決定、二十八日を期し防共協和の自治政府を樹立、樂土建設の意義深き第一歩を踏み出した。なほ此日から歸

正太線標橋上で我の歳萬(景音は子関)



綏を厚和蒙特と名を改め新首都とした。
 正太線方面より娘子關附近の天險による敵を撃破し
 意氣軒昂たる我が部隊は敵を追撃しつゝ、巨城鎮、移穰
 鎮、石門口の西方に進出した。森本部隊は石門口西方
 の敵を撃破し二十九日平定縣を占據し、綏登、小林部
 隊は協力して三十日陽泉を占據した。

陽泉より敗退の敵に追撃の手を弛めず猛進中の小林
 部隊は、三十一日平定西北方約二里の辛興鎮に達した。
 附近は道路極めて悪く飲料水食糧の缺乏のため辛酸は
 言語に絶するものもあるも、士氣益々振ひ辛興鎮西方三村
 波頭村南北の陣地に據る敵を駆逐し、更に十一月一日
 には測石驛の敵を一蹴し、續いて西方舊街附近の敵を
 撃破した。

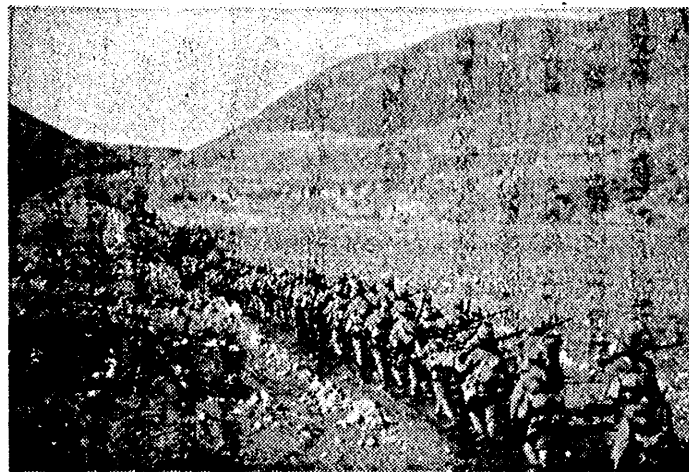
二日更に西方芹泉鎮を突破し潰走の敵を追撃中の先
 陣岡崎騎兵部隊は、同日正太線路上の要地壽陽を占據
 した。此日我が空の大鷲は壽陽附近にて敗走する敵の
 退路を遮斷、線路を破壊したので機關車二、貨車五十

四輛を遺棄逃走した。更に氣息奄々たる太原をも奇襲
 し軍事施設に對し大打撃を與へた。

壽陽は太原の東方六十餘里にある正太鐵道の要衝で東南
 は太行山脈に圍繞され山西省屈指の工業地である。物産と
 しては石炭、鐵、磁器、青礬、梨を産出し商業も亦頗る盛
 である。

忻口鎮附近の天險に據つて頑強なる抵抗を持續し
 てゐた敵約十五萬に對し、十月十三日來我軍は力攻
 に次ぐに力攻中のところ、十一月二日午後十一時より
 和田工兵部隊は決死隊を組織して敵陣壊破を決行する
 と共に、全線にわたり一齊に總攻撃を開始した。第一
 線部隊は雨の如く注がれる敵陣を冒し勇躍敵陣地に突
 撃、壯烈なる肉弾戦を全線に互に展開した。離壇の如
 く幾重にも重つてゐる敵陣地を片つ端から肉弾を以て
 占領し、明治節の佳き日たる三日午前零時全線八里強
 にわたり深さ一里に及ぶ天然の要害たる忻口鎮附近の
 敵陣地を占據し、山上高く日章旗を翻へした。福田小

太原に向ける堂々進軍



堀、粟腹原の各部隊は忻口鎮を抜き太原への本道上を
 正面から忻縣城へ進出し、これと前後して長野部隊は
 忻口鎮東側高地を抜き滹沱河の上流を渡つて、忻縣城
 に東側より迫り、猪鹿倉、後藤各部隊は西側より忻縣
 城に肉薄し、三面より包圍之を陥れた。福田部隊は進
 進又躍進石嶺頭附近を追撃中で今や太原は僅か九里の
 近きに望み得るに至つた。全線戦場は死屍累々、多數
 の武器彈藥散亂して敵の死傷は約三萬と推定される。
 山西東部戦線は壽陽の要地落ち覆滅の形となり、北部
 又最後の要害と稱し我軍を悩ました忻口鎮も遂に陥落
 し、太原は正に挾撃の運命となり黄河以北に於ける南
 京政府最後の抗日作戦據點たる山西省内の要點も決定
 的大打撃を蒙り、山西の大勢已に決し皇威の前に妖霧
 一掃されんとするに至つた。

三 京漢線方面

京漢線に沿ひ南下せし我が部隊は漳河南岸に地歩を

獲得し彰徳方面に攻撃態勢を整へて待機してゐる。三十一日夕京漢線彰徳西方恆河南岸に於て第八十九師に屬する敵約二千は俄然逆襲し來つたが我軍の神速果敢なる還撃によつて約四百の死體を遺棄し脆くも南方に潰走した。恆河は川幅八十乃至百メートル隨所に斷崖があつて障壁を呈してゐるが我軍は必要な數橋梁を占領してゐる。

彰徳の敵兵力は約五六千裝甲列車を有してゐる。

四 津浦線方面

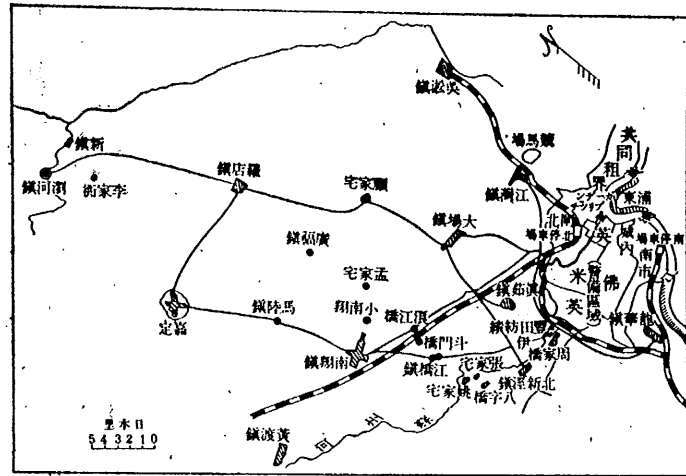
大黃河を望んで、破邪の劍を磨しつゝある我が部隊は、線路東側地區の殘敵を掃蕩中で逆襲し來る敵にその都度大打撃を加へてゐるが、二十八日鳳凰店附近の戰闘で末永部隊は韓復榘軍の一部を撃破し、三十日には桑園東方約十里養津にあつた殘敵を撃破し此地を占據した。

五 上海戦線

大場鎮、江灣鎮をつなぐ堅陣たる支那軍が誇示したヒンデンブルグ、ラインを突破した我軍は、陸海空密接なる協同の下に猛撃また猛撃、堅壁を續々と抜き、遂に蘇州河を渡河し今や上海の死命を制するの態勢を占むるに至つた。

租界の外廓に沿うて敗走の支那軍を追撃して居つた各部隊は、三十日略蘇州河の北岸に出揃つた。朝來河を隔て、正面の敵に對し攻撃を開始し陸海空軍も之に協力して大活躍し蘇州河南岸の北新涇鎮其他の敵主要陣地に繰り返しく、猛爆を加へた。和知、淺間兩部隊は三十日南翔及その東南の江橋鎮の陣地攻撃に猛進し數箇所を抜いたが之と協力すべく進撃中の安達部隊も二十九、三十の兩日に互り數陣地を占據し、又江橋に向ふ田部隊は江橋東北の劉家巷部落を取つて

上海附近要圖



直ちに江橋鎮に殺到した。劉家行西方にある重要陣地廣福鎮には尙敵兵が頑張つてゐるので、田代、兩角、倉林、添田の諸部隊は漸次敵を包圍し、今や廣福の陣地潰滅へ必死の一撃を加へんとしてゐる。

上海戦線の最北端方面に於ても三十日新鎮附近に對する攻撃を開始し、周家橋等の諸村落を占據し劉河鎮に向け壓迫中である。

蘇州河北岸の田上部隊は三十一日南岸の敵陣攻撃を開始し砲工兵と協力して見事渡河に成功南岸の一角に地歩を獲得した。

島坂部隊の先鋒は一日午前十一時頃より飛行隊の爆撃及砲兵隊主力の砲撃により敵陣を制壓したる後、野中工兵部隊の決死的協力の下に正午を期して江橋鎮南方地區に於て敵前渡河を敢行、次で部隊主力も同方面の渡河に成功し頑強の敵を撃退し日章旗を立て、續いて渡河した下枝部隊と共に姚家宅、張家宅の敵陣に突撃之を占據し、逐次敵を南方に壓迫しつゝある。此日



上海戦線に多訪れ

朝來密雲閉し冷氣肌を刺し前日の雨により道路も泥濘となり空陸諸部隊の行動は極めて困難であつたが、各部隊の士氣は極めて旺盛で勇猛果敢、此等の障碍を克服して輝く成功を収めた。

我が飛行隊は二日早朝より密雲を排し全力を擧げて地上各部隊の攻撃に協力、偵察に連絡に或は敵陣要點の爆撃に多大の効果を擧げた。

之によりて南京への唯一の滬杭甯鐵道はわが砲の射程内に曝されるに至つた。

一方南翔へ南翔へと西方にひた向な攻撃を續行中の我が部隊は一日未明突進また突進、小南翔、李家宅は我が砲火に潰えて、敵の抵抗線はわづかに「支ふるに過ぎぬ」程度に去勢されてしまつた。

南京政府戦力源の源泉たる上海南市と南京との聯絡遮断は正に時の問題となりつゝある。咽喉に破邪の利劍を振せられた支那軍は南市の武裝強化と列國の日本壓迫陣を巧に結成、日本軍の裏をかゝんとしてゐる。

既に支那側は南市に三箇師を入れ學生隊、公民訓練による民團軍の動員をなし要所々々に高射砲を裝置し縱横にバリケード、地下道を構築しつゝある模様である。

南市は佛租界の東南方に接續せる地域で列國の反日南京援助陰謀の源泉であり、國際資本主義の根據地である。租界の發展と共に南市も發展し、所謂浙江財閥の本帳となり金融財政は勿論航運其他あらゆる支那經濟の動力はこゝに集つてゐる。且浙江財閥と南京政權の緊密不可分な關係から南京政權はこゝに死命をかけ同時に政治的軍事的據點をこゝに

集中した。この地點が危険となるや狼狽の極、南市浦東の中立地帯案を叫んで列國に泣訴したとも云はれてゐるが、南市浦東は共に上海戦局の秘密策源地たるを以て、今更之等一局部の中立を提出し第三國の介入による交渉等は我軍の根本方針に照して斷乎一蹴一顧だに附する必要なきものである。

三日菊花の明治節の佳節に我が全線は日露戦争に於ける旅順攻略戦以來はじめての實彈の皇禮砲を以て敵を制壓し、上海抗日戦闘力の心臓に最後のとゞめを刺さんとしてゐる。

軍艦旗開北に耀く

海軍戦闘の概要―其の十二

海軍省海軍軍事普及部

上海に於ける戦闘開始以來奮戦力攻七十餘日、陸軍部隊と呼應して進撃した勇猛果敢なる陸戦隊は開北一帯の殘敵を掃蕩して完全に之を手中に收め、一方航空部隊の大半は陸軍部隊の進出に策應し連日四方嘉定、南翔の敵を攻撃すると共に、蘇州河南岸の敵陣に對し猛烈果敢なる爆撃を加へて居る。又支那沿岸一帯に沈黙の活躍を續くる我が艦隊は十月初旬以來の猛烈なる季節風下にありながら士氣益々旺盛で、幾多有形無形の武威を發揮しつつある。

一 陸戦隊の奮戦

去る二十六日夜半以來敵の頑強なる抵抗を排除して進撃した我が陸戦隊の開北掃蕩戦に於ける作戦經過は

大要次の通りである。

十月二十七日

陸軍部隊の總攻撃に策應して開北方面進出の機を狙つて居つた我が陸戦隊は、二十七日黎明前戦機を捕捉して折柄の月明を利し開北方面の全線に互つて壯烈なる進撃を開始した。先づ右翼部隊は必死の抵抗を試みて居る敵を撃破してボケット地帯一圓の敵の退路を遮断すべく急進し、午前七時前後早くも開北の西端に達し爾餘の部隊と共に袋地の敵を北方及北東方より蘇州河租界線に向つて壓迫し、二十七日午後六時頃迄には遂に最後の據點に追込められた殘敵數百名を殘して開北一帯を完全に占據した。又別に一部隊は西方に向つて敵を急追し略同時刻迄に眞茹鎮をも占據した。本掃

蕩戦に於て敵の遺棄した死體約九〇〇、捕虜約三〇〇、鹵獲した兵器は莫大である。我が陸戦隊の損害は極めて少く、戦死無く、中隊長以下に二十七名の重軽傷者を出したのみである。

十月二十八日

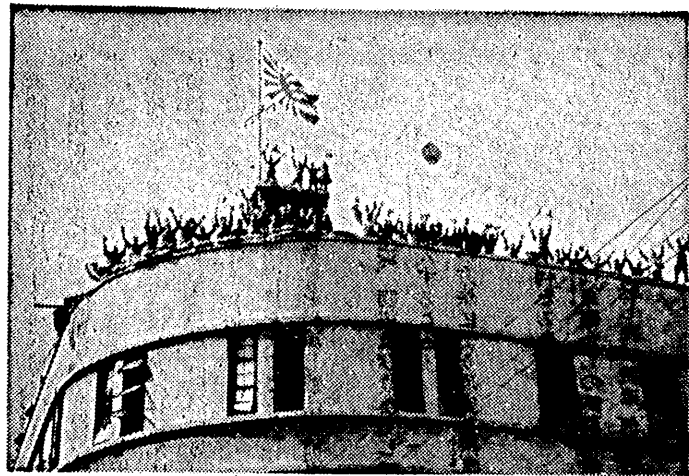
一 逃げ場を失つた收殘兵は西蔵路、北蘇州路河岸にある四行倉庫に籠城して居るが、我が陸戦隊は武士道並に人道上の見地から彼等の生命を奪ふことを欲せず、又同所が東南北方を英國醫備區域と租界に包まれてゐる複雑な地理的關係を考慮して穩便に降伏せんことを勧告した。

二 夜間敵機は空襲と呼應し、浦東側から砲撃して來たが直ちに反撃沈黙せしめた。

十月二十九日

一 開北戦場を整理すると共に籠城中の敵兵の監視を續く。

二 陸戦隊司令官は開北民衆に對して左の通告を發した。



(てに上屋部木隊陸)隊戦陸るへ唱を歳萬で據占北開

▽布告

本陸戦隊行動の目的は支那軍隊の膺懲にあり無辜の良民に對しては何等敵視するものにはあらず、依つて一般民衆は本隊の眞意を諒解し安心して業務に就くべきである。但し左記行爲又はこれに類似の行爲をなすものは嚴重に處罰する。右をよく遵守し遺憾なきことを切望する。

- 一、支那軍のため間諜行爲をなすこと
- 一、電線、鐵道、橋梁等を破壊し或は各種軍事施設を損傷すること
- 一、放火、殺人、強盜、窃盜及び故なくして他人の住宅、店舗に侵入すること
- 一、流言又はその他の方法により治安を攪亂し人心を煽動すること
- 一、その他日本軍に不利なる各種の行爲
- 三、前夜と同様正午過ぎ浦東側からの砲撃及敵機空襲があつたが之を撃退した。我に何等被害なし。

十月三十日

四行倉庫に籠城中の敵敗殘兵は飲料水等を附近英守備兵から補給を受けて居るらしく、尙頑強なる抵抗を續け居る。

十月三十一日

四行倉庫の敵敗殘兵は午前二時頃から武裝のまま近接せる臨路地帯を租界内に亂入せんと試みたので、これを射撃すると共に陸戦隊は四行倉庫に突入、午前三時二十分これを占領した。これにより閘北内は完全に掃蕩せられ、その治安は陸戦隊により維持せられるに至つた。此の戦闘に於て敵の遺棄死體百名、また租界内に入りたる後英軍に武裝解除せられたるもの約四百名である。なほ現場を検するに多數の新鮮なる食糧、バター、ミルク、パン等を發見し、敗殘兵が籠城中租界内から英國側守備線を通過し多數の物資の供給を受けたと認められる點がある。

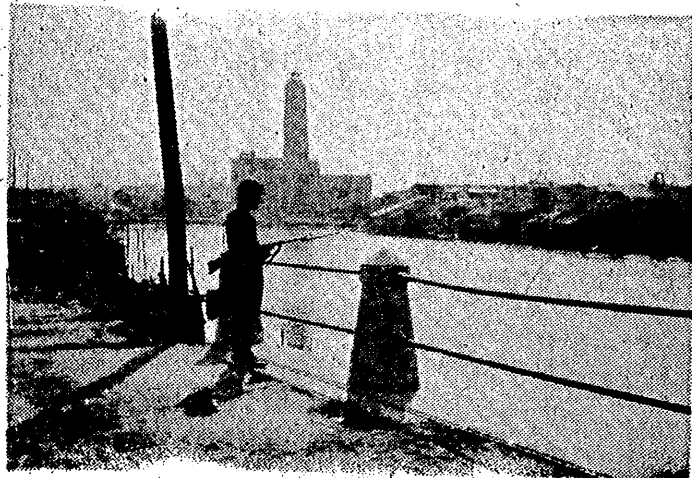
十一月一日、二日

引續き閘北一帶の戰場を整理中であつて特に異狀はない。

二 上海一般狀況

十月二十九日頃に於ける上海市の一般狀況は次の通である。

- 一、虹口、楊樹浦方面は去る二十七日以來砲聲が遙に聞ゆるだけで夜間敵の空襲があつたが何等損害なく、一般に不安も解消し喜色面に溢れ賑に活氣を呈して居る。交通整理の程度、燈火管制、瓦斯の使用禁止等は尙當分の間從來通であつて北部及閘北方面は戰場整理等で出入を禁止されて居る。
- 二、蘇州河以南の共同租界は、一時支那敗走兵の武裝解除されたものが租界内に入込むだらうと憂慮されて居たが、各國の守備警戒は嚴重で未だ一兵も侵入した話もなく、唯支那避難民が三々五々租界内に入り込んだだけで二十八日には既に平常と異ならず商店全部が營業を繼續して居り、虹橋路及附近越界路方面の外國人は全部租界内に避難し



蘇州河の陸戦隊歩哨

て居る。
 三 佛租界の周縁殊に南方支那街に面する一帯は警戒益、嚴重を加へ、避難民多数は租界の外周に聚集して居るが租界内は平常と異ならぬ。

三 航空部隊の戦闘

十月二十七日

連日敵の前線一帯及後方の支那軍據點並に交通線の爆破に従事して居た海軍航空部隊は、陸上部隊の進軍に呼應して二十七日早朝より夕刻に亘つて延機數百數十機を以て浮足立つた敵を全線に亘り猛烈に攻撃し、潰走する敵を追つて連続爆撃銃撃を加へて之に莫大の損害を與へた。又他の數十機は更に敵戦線の遙か後方軍事要點及軍事交通の要衝を爆撃し敗退集結せんとする敵に對して甚大なる損害を與へた。

十月二十八日

一 上海方面

陸軍に協力し上海、浦東を連続爆撃した外敵の後方據點たる蘇州、嘉興、松江、崑山、常州無錫

等を攻撃した。

二 北支方面

津浦線 濟寧徐州間 軍事輸送施設爆破
 蘭海線 徐州以東 軍事輸送機關破壊

十月二十九日

本日の主要交戦個所は次の通である。

上海方面の敵陣地一帯に亘り反復爆撃

嘉興、蘇州、松江、南翔、大倉、崑山等の敵軍事施設爆撃

十月三十日

海軍航空部隊は前日に引續き陸軍主力當面及戦線敵後方要地の敵兵及交通線の攻撃を實施したが其の主要個所は次の通である。

蘇州 兵營停車場を爆撃

崑山 停車場等を破壊

十月三十一日

一 上海方面 天候不良であつたが、午後六時頃雨上りの密雲を衝いて蘇州河以南の敵陣を爆撃し、



陸軍に協力し上海、浦東を連続爆撃した外敵の後方據點たる蘇州、嘉興、松江、崑山、常州無錫

陸軍部隊の渡河戦に協力した。又江上艦艇と協力して、浦東側敵砲兵陣地に對し反復爆撃を敢行した。

二 福州空襲 福建省福州は臺灣對岸に面し、從來日本人特に臺灣籍民が多数在住し通商交通上密接なる關係にあるので、特に慎重な態度を持し來つたが本月初めて空襲を敢行した。

十一月一日

一 上海方面 陸軍主力の蘇州河渡河戦に直接協力して、密雲多き江南の空を敵火を冒しながら蘇州河南岸の敵陣地に對し低空爆撃を敢行すると共に、一部を以て浦東側敵砲兵陣地を爆撃した。

二 北支方面 蘭海線津浦線沿線に進撃して歸徳飛行場格納庫を爆破、又泰安安州間に於て軍用貨車數輛並に鐵路を大破した。蘭海沿線の敵防禦砲火は近來頗る盛となつた。

三 南支方面 午前七時頃虎門上空を過ぎ敵の軍事要地を爆撃した。

十一月二日

海軍航空隊は朝來密雲を冒して陸軍主力の進撃に協力し敵陣地を爆撃した外、南翔附近に於て活動中の敵高角砲、高角機銃陣地五箇所及蘇州驛並に松江、蘇州間の敵軍用ジャンク數十を爆破した。
又一部は浦東河、張河口、玉芋頭、盛家濱クリーク附近高行鎮の敵陣地を爆撃した。

四 彼我飛行機の損害

上海戦線及其の後方支那軍據點に對する爆撃に従事した我が海軍機の数は、十月二十五日から同二十七日に亘る三日間のみに付て見ても、延機數八五〇機に達し、其の投下爆弾數二五二六箇、此の重量一六四噸に達する狀況であつて、敵に多大の損害を與へて居る。此の間我方に於ては十月二十日以降に於て五機を犠牲にして居る。
又敵の航空根據地襲撃に於ては十月末日から過去十

一日間に爆破七機、擊墜二機計九機の敵飛行機を撃破したが之等の行動中に於ては、我方の損害は皆無である。

五 航行遮斷の効果

全支沿岸の支那船舶航行遮斷は晝夜を分たず、風浪と闘ひ嚴密なる監視を續行して居る我が海上部隊に依つて確實に行はれ、海上より支那への兵器、軍需品の輸送は一部第三國所屬船に依るもののみとなつて居る。而して外國船舶の出入數も著しく減少して居るが、海關發表による九月中の全支三十五港の外國貿易船舶出入數は事變の直接影響並に海軍の支那船舶沿岸航行遮斷により著しき打撃を蒙り、入港船舶數は一、九九六隻九一〇、九二八噸、出港船舶二、一二隻、九一五、五三〇噸と八月に比し出入港噸數に於て三六パーセント、事變前の六月に比し五五パーセントの激減を示してゐる。

最近公布の法令

内閣官房總務課

- 高等官官等俸給令中改正ノ件(十月二十五日公布 勅令第六百七號)
- 文官任用令中改正ノ件(十月二十五日公布 勅令第六百八號)
- 奏任文官特別任用令中改正ノ件(十月二十五日公布 勅令第六百九號)
- 大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ官等ノ初級陸級ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關スル件(十月二十五日公布 勅令第六百十號)
- 企業院調査官ノ特別任用ニ關スル件(十月二十五日公布 勅令第六百十一號)
- 現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ企業院ノ部長又ハ調査官ニ專任セラレタル者ノ分限等ニ關スル件(十月二十五日公布 勅令第六百十二號)
- 資源調査令中改正ノ件(十月二十五日公布 勅令第六百十三號)

五十四、二級四千三百圓とし、總裁秘書官、書記官、奏任調査官及事務官は各省書記官と、理事官は各省理事官と其の官等俸給を同じとし、又調査官に對しては高等官官等俸給令の初級官等の制限に關する規定(高等官官等俸給令第四條)が適用せられない。任用に付ては、部長及調査官は文官任用令に規定せられた資格を有せずとも、其の職務に必要な學識經驗を有する者から、又理事官は五年以上判任以上の官に在職して行政事務に従事し判任官五級俸以上の俸給を受けた者から高等試験委員の銜を経て任用することが出来る。尙現役陸海軍武官が企業院の部長又は調査官に專任せられた場合には陸軍將校分限令又は海軍武官服役令の規定に拘らず之を現役とし、又其の者に對しては陸海軍に於て之を定員外とし在職者に關する規定が適用せられる。

資源調査令中改正ノ件(十月二十五日公布 勅令第六百十三號)
資源局が廢止され企業院が設置されたのに伴ふ改正を加へ、且資源調査課の大きさを日本標準規格第九十二號B列七番(7B×70B)と改めたものである。

○海軍服制中改正ノ件(勅令第六百二十五號)
○海軍服裝令中改正ノ件(勅令第六百四十四號)

現行海軍士官特務士官准士官服制に於ける長劍は實用上適當ならず、新に陸軍用として軍刀の制を設け、尙之が佩用に關する規定を設くる等所要の改正を行つたものである。

○法規整備委員會官制(勅令第六百二十七號)

司法に關する法規の不備缺陥を部分的に修補して現下社會の實情に即應せしむる爲、司法大臣監督の下に法規整備委員會を設け、之に關する調査審議を爲さしむることとしたもので、會長一人及委員四十五人以内を以て組織せられ、尙特別の事項を調査審議する爲必要ある場合は臨時委員を置くことが出来る。會長、委員、臨時委員は司法大臣の奏請に依つて關係各廳高等官及學識經驗ある者の中から内閣に於て命ずる。尙附屬職員として幹事、書記が置かれてゐる。

○遞信省官制中改正ノ件(勅令第六百二十七號)

○遞信局官制中改正ノ件(勅令第六百十八號)

○通信官署官制中改正ノ件(勅令第六百十九號)
通信機關の増置擴張、郵便集配施設の缺陷補正、電信電話の擴張及改良に伴ふ維持、航空無線施設其の他の遞信施設整備の爲、遞信省に事務官二人、技師一人、屬二十二

人、技師七人を、遞信局に事務官二人、技師五人、書記百九十五人、技師百八十五人、書記補百二十七人を、通信官署に事務官五人、技師三人、書記四百九十三人、技師四十八人、書記補六百二十八人を増員したものである。

○燈臺局官制中改正ノ件(勅令第六百二十七號)
燈臺局看守を燈臺局燈臺技師と改むることとし、之に必要なる改正を加へたものである。

○鐵道部内ノ官吏ニシテ臨時陸海軍特設ノ事務ニ從事シ又ハ戰時若ハ事變ニ際シ鐵道部外ニ於テ臨時鐵道ノ事務ニ從事シタル者ノ補缺及復歸ニ關スル件(勅令第六百二十二號)

鐵道部内の官吏で臨時陸海軍特設の事務に従事し又は戰時若ハ事變に際して鐵道部外で臨時鐵道の事務に従事する者は之を定員外として、其の補缺を爲すことが出来る。尙之に依つて定員外となつた者が鐵道部内に復歸する場合は定員充實したるときは仍復歸後一年を限つて更に之を定員外とすることが出来ることとしたものである。

○氣象臺官制中改正ノ件(勅令第六百二十二號)

航空路の延長に伴ふ航空路に對する氣象測測施設の充實、軍事氣象事務の充實、寒冷害及颱風対策、高層氣象觀測施設の充實の爲、技師六人、書記三人、技師七十人を増員したものである。

支那事變の國債 郵便局賣出し

名 稱	三分半利國庫債券(る號)
賣 出 期 間	十一月十六日より同月三十日まで
賣 出 値 段	二十五圓券、二十四圓五十錢、五十圓券、四十九圓、百圓券、九十八圓、五百圓券、四百九十圓
利 率	三分五厘
利 起 期	三月一日、九月一日の二回
利 子 支 拂 期 限	昭和三十年三月一日
元利金支拂場所	全國の郵便局、日本銀行本支店及代理店

此の國債を現金に換へたい時は何時でも郵便局で買上げます

露光量違いにより重複撮影

編輯部報情閣内

週報

號七十五第

日七十月一十年二十和昭

- 杭州灣奇襲作戰に成功す (陸軍省新聞班)
- 上海の死命を制す (海軍省海軍軍事普及部)
- 今日の行刑 (司法省行刑局)
- 昭和十二年推計人口 (内閣統計局)
- 支那事變と日貨排斥の風潮 (外務省情報部)

昭和十二年十月十七日 星期一 第五十五號

五錢

週報

昭和十二年十月十七日 星期一 第五十五號

（毎週、同水曜日發行） 第五十六號

（本書の大きさは規定規格45列）

愛國進行作曲懸賞募集

内閣情報部に於ては今回行はれる國民精神總動員を機として、國民が永遠に愛唱し得べき國民歌を作る事となり、先に歌詞を募集したが、今回其の一等當選歌に對して次の規定に依つて、汎く帝國國民より其の作曲を募集することになつた。

一、作曲 募集 規定

(1) 我國民が汎く老幼男女を問はず和唱することを得、且行進に適する曲調にして美しく明るく力強い作品であること。

(2) 曲は齊唱とし、伴奏は附せざるも差支なし。尙前奏及後奏を附することは自由とす。樂譜は必ず五線譜を用ふること。

(3) 歌詞は一等當選歌詞を用ふること。

(4) 歌詞内容は本記事にあり。

(例へば、希望は躍る大八洲の如し)を繰返すも差支なし。

右の歌詞中作曲の都合にて各節の最後の行も差支なし。

二、締切及審査發表

締切期日 十一月三十日

審査發表 十二月二十日

新聞、週報、ラヂオ等に依り最上位當選の樂曲及入賞、佳作の作曲者氏名を發表す。

三、表彰

一等一名 總理大臣賞 銀牌及賞金壹千圓

二等一名 同 銅牌及賞金五百圓

三等一名 同 銅牌及賞金百圓

右の外佳作若干に對し内閣情報部より賞状を附與す。

四、應募者は帝國國民に限る、但し一人一曲のこと。

五、入選及佳作の作曲の著作権は一切内閣情報部に歸屬す。又作曲は發表の際改訂することあるべし。應募作曲原稿は返戻せず。

六、應募作曲原稿の用紙は半紙以上とす。又封筒及作曲原稿には必ず現住所及氏名明記のこと。

七、宛名

東京市麹町區永田町二ノ一内閣情報部宛、必ず封筒に「應募作曲」と朱書して郵送のこと。

八、右規定の外一切質問に應ぜず。

九、審査員はの如し。

内閣情報部 岡田 國一
陸軍軍樂隊長 堀内 敬三
海軍軍樂隊長 橋本 國彦
内閣情報部 堀内 敬三
信時 潔
山田 耕筈
小松 耕輔
近衛 秀麿

所 達 申	價 定
内閣印刷局發行課	一ヶ年(前金) 一圓四十錢
電話九ノ内二三三三—九	一ヶ年分未滿配達御希望の方は一圓五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。
振替東京一九〇〇番	
全國各地官報販賣所	
東都書籍株式會社	
東京市神田區神保町一之三	
振替東京九三九〇番	
最寄書店・驛賣店	

週報

昭和十二年十月十日印刷發行

編輯者 内閣情報部
東京市麹町區永田町
印刷者 内閣印刷局
東京市麹町區大寺町